

会津圏域地域公共交通利便増進実施計画

2026年1月

福島県・会津圏域6市町村

(会津若松市・喜多方市・会津坂下町・湯川村・柳津町・会津美里町)

— 目 次 —

第1章 計画の概要	1
1. 計画の目的	1
2. 計画の対象区域	1
3. 計画の期間	2
4. 計画の位置付け	2
第2章 利便増進事業の内容・実施主体	4
1. 事業の全体像	4
2. 会津坂下関係路線の利便増進事業	6
3. 会津若松～湯川～喜多方方面の利便増進事業	14
4. 会津若松～会津美里（本郷）方面の利便増進事業	20
5. 会津若松～会津美里（高田）方面の利便増進事業	25
6. 会津若松～河東～湊方面の利便増進事業	29
第3章 事業実施に必要な資金の額及び調達方法	37
第4章 事業実施による効果	39
1. 利便増進事業の実施により想定される効果	39
2. 地域公共交通計画の目標に対する利便増進事業の位置付け	41
第5章 関係市町村による支援の内容	42
第6章 関係施策との連携に関する事項	43
1. 会津若松市立地適正化計画	43
2. 喜多方市立地適正化計画	46

第1章 計画の概要

1. 計画の目的

会津圏域（以下「本圏域」という。）では、広域的な地域公共交通を対象として、将来的にも持続的な確保・維持に向けた基本的な方針や将来像、及びそれらに基づく具体施策等を示す「会津圏域地域公共交通計画」を策定しました。

当該計画には、地域公共交通ネットワークの確保・維持に向けて、持続性の向上に向けた再編・見直しを行うとともに、地域公共交通利便増進事業の活用も行うこととしています。

このため、会津圏域地域公共交通計画に示す基本的な方針や将来像の実現に向けて、地域公共交通の利便増進に向けた具体的な再編・見直しの内容等を示す「会津圏域地域公共交通利便増進実施計画（以下「本計画」という。）」を策定することとします。

2. 計画の対象区域

本計画の対象区域は、会津圏域 6 市町村（会津若松市、喜多方市、会津坂下町、湯川村、柳津町、会津美里町）の全域とします。

【会津圏域 6 市町村の設定理由】

・日常の生活圏が広域化する中、会津若松市を中心とする 6 市町村（会津若松市、喜多方市、会津坂下町、湯川村、柳津町、会津美里町）において、通勤・通学・通院・買物といった日常生活の交通行動に一定のまとまりが見られます。

・6 市町村は、鉄道や広域路線バス（地域間幹線系統、市町村生活交道路線等）によって繋がっています。

※北塩原村は、喜多方市方面への日常生活での移動が見られ、広域路線バスでつながっているものの、猪苗代方面の別の生活圏との結びつきが強いことから、本計画での区域には設定しません。

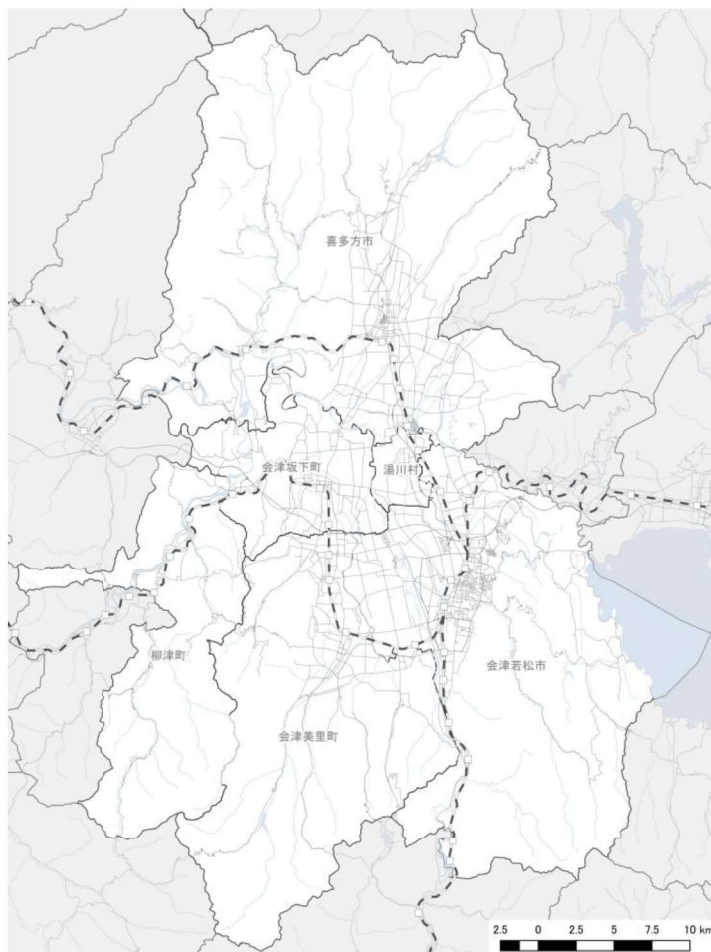


図 計画の対象区域

3. 計画の期間

本計画の期間は 2026 年度から 2031 年度までの 6 年間とします。

※なお、社会情勢の変化や関連する法令・制度の変更、上位・関連計画の見直し等によって、新たな対応が生じた場合は、必要に応じて計画の見直しを検討します。

	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)	令和13年度 (2031)
会津圏域 地域公共交通計画	2026年4月～2032年3月					
会津圏域 地域公共交通 利便増進実施計画	2026年4月～2032年3月					
	*必要に応じて計画期間内でも適宜見直しを検討					

図 計画の期間

4. 計画の位置付け

本計画は、広域路線バスを対象とする「会津圏域地域公共交通計画」と域内交通を対象とする「各市町村の地域公共交通計画」を「基本計画」とし、当該計画の施策（会津圏域地域公共交通計画の「施策 1 - ① 広域路線バスの再編（利便増進事業の活用）」など）に係る具体的な事業内容を示す「実施計画」としての位置付けとなります。

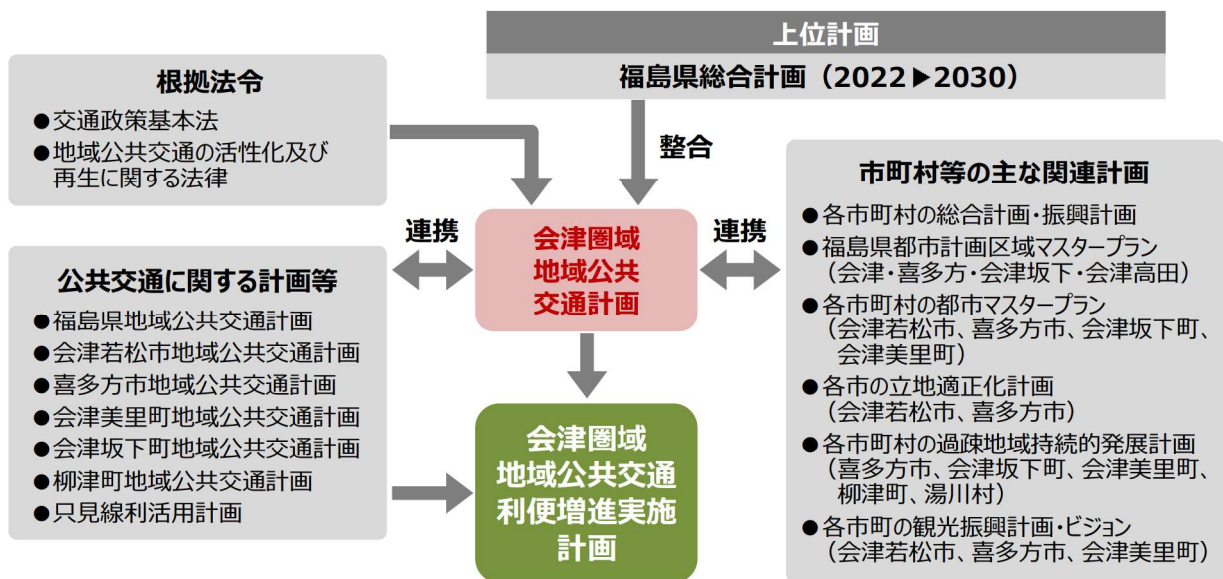


図 計画の位置づけ

【会津圏地域公共交通計画の施策（抜粋）】

基本目標1：暮らしと交流に欠かせない広域交通を確保・維持する

施策1：広域路線バスと域内交通等の一体的な再編

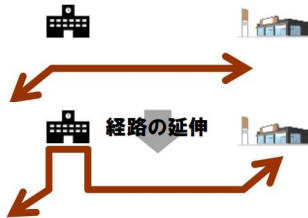
1-① 広域路線バスの再編（利便増進事業の活用）

広域路線バスの持続性・生産性向上に向けて、一定の利用が見込める（輸送量の維持）ことと、効率的な運行（平均乗車密度の増加）のバランスがとれた運行内容に再編・見直しを行います。

各路線の再編・見直しにあたっては、施策「4-① モビリティデータ活用の基盤づくり」と連動してICカードデータ等を利活用（分析・検証・施策立案）しつつ、下記の基本的な考え方に基づいて検討・実施します。

●会津坂下関係路線の再編・見直し

- 対象路線：若松・坂下線、喜多方・坂下線、坂下・柳津線
- 再編・見直しの方向性：
 - ① 高校・商業施設・道の駅等への経路変更・バス停新設・ダイヤ調整
 - ② 会津坂下町新庁舎開庁に合わせた経路変更・バス停新設



移動需要の高い施設等への延伸及び乗り入れによる利便性向上

●会津若松～湯川～喜多方関係路線の再編・見直し

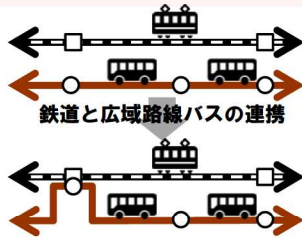
- 対象路線：塩川・喜多方線、笈川線
- 再編・見直しの方向性：
 - ① 病院・高校・商業施設等への経路変更・バス停新設・ダイヤ調整
 - ② 塩川・喜多方線と笈川線の一体的な見直し



広域路線バスの経路見直しにより域内交通等の運行経路をカバー

●会津若松～北会津～会津美里関係路線の再編・見直し

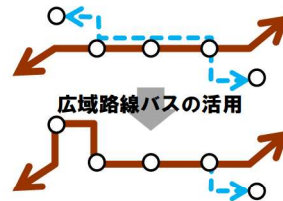
- 対象路線：本郷循環線、高田線、北会津線、新鶴線
- 再編・見直しの方向性：
 - ① 高校・商業施設等への経路変更・バス停新設・ダイヤ調整
 - ② 鉄道駅への乗り入れ・ダイヤ調整
 - ③ 北会津線と新鶴線の一体的な見直し
 - ④ 利用実態に合わせた見直し（域内交通との一体的な見直し）



鉄道と並行する広域路線バスの駅乗り入れにより、鉄道の運行本数をバスで補完

●会津若松～河東～湊関係路線の再編・見直し

- 対象路線：河東・湊線、域内交通（米代・河東線、湊地域内交通「みなとバス」）
- 再編・見直しの方向性：
 - ① 病院・鉄道駅への経路変更・バス停新設
 - ② 河東・湊線と域内交通（米代・河東線）の一体的な見直し
 - ③ 域内交通（みなとバス）の運行エリア拡大



広域路線バスの経路見直しにより域内交通等の運行経路をカバー

1-② 域内交通等の見直し・導入

広域路線バスと市町村内を運行する路線バス・デマンド交通等について、需要に応じたサービス水準の適正化や運行内容・運行形態等の見直しなどを検討・実施し、域内移動の利便性・効率性向上を図ります。

●広域路線バスと域内交通の一体的な見直し

- 北会津線、新鶴線、河東・湊線の再編に合わせた域内交通等の見直しを検討。

●鉄道・広域路線バスと域内交通の連携強化

- 会津若松市中心部から各方面へ放射状に運行している広域路線バスと、まちなか循環路線やデマンド交通を一体的に利用できるよう連携強化。
- 鉄道・広域路線バスと接続する域内交通を一体的に利用できるよう連携強化。

第2章 利便増進事業の内容・実施主体

1. 事業の全体像

(1) 事業一覧

本計画で実施する事業は下表のとおりです。

表 事業一覧

事業名	事業内容	対象系統	実施時期	関係主体
会津坂下 関係路線 の利便増進	○高校（会津農林高校、会津学鳳高校）へのアクセス性向上 ○商業施設（メガステージ会津坂下）へのアクセス性向上 ○観光施設（道の駅会津柳津）へのアクセス性向上（柳津駅～道の駅をつなぐ）	・喜多方・坂下線 ・坂下・柳津線 ・若松・坂下線	令和8年 4月	・会津乗合自動車（令和8年4月～福島交通と合併予定） ・会津若松市 ・喜多方市 ・会津坂下町 ・柳津町 ・湯川村
会津若松～湯川～喜多方方面の利便増進	○商業施設（会津アピオ）へのアクセス性向上 ○塩川・喜多方線と笈川線の一体的な見直し ○湯川村から病院（会津医療センター）へのアクセス性向上	・塩川・喜多方線 ・笈川線	令和8年 4月	・会津乗合自動車（令和8年4月～福島交通と合併予定） ・会津若松市 ・喜多方市 ・湯川村
会津若松～会津美里（本郷）方面の利便増進	○利用実態に合わせて循環路線から往復での運行に再編 ○病院（会津西病院）へのアクセス性向上 ○商業施設（MEGA ドン・キホーテ）へのアクセス性向上	・本郷循環線	令和8年 4月	・会津乗合自動車（令和8年4月～福島交通と合併予定） ・会津若松市 ・会津美里町
会津若松～会津美里（高田）方面の利便増進	○高校（会津学鳳高校）へのアクセス性向上 ○鉄道駅（会津高田駅）への乗り入れにより、鉄道との接続、鉄道の補完機能の強化	・高田線	令和8年 4月	・会津乗合自動車（令和8年4月～福島交通と合併予定） ・会津若松市 ・会津美里町
会津若松～河東～湊方面の利便増進	○病院・鉄道駅への経路変更・バス停新設 ○河東・湊線と域内交通（米代・河東線）の一体的な見直し ○域内交通（みなとバス）の運行エリア拡大	・河東・湊線 ・米代・河東線 ・湊域内交通「みなとバス」	令和8年 4月	・会津乗合自動車（令和8年4月～福島交通と合併予定） ・みなと湊まちづくりネットワーク ・会津若松市

(2) 事業全体図

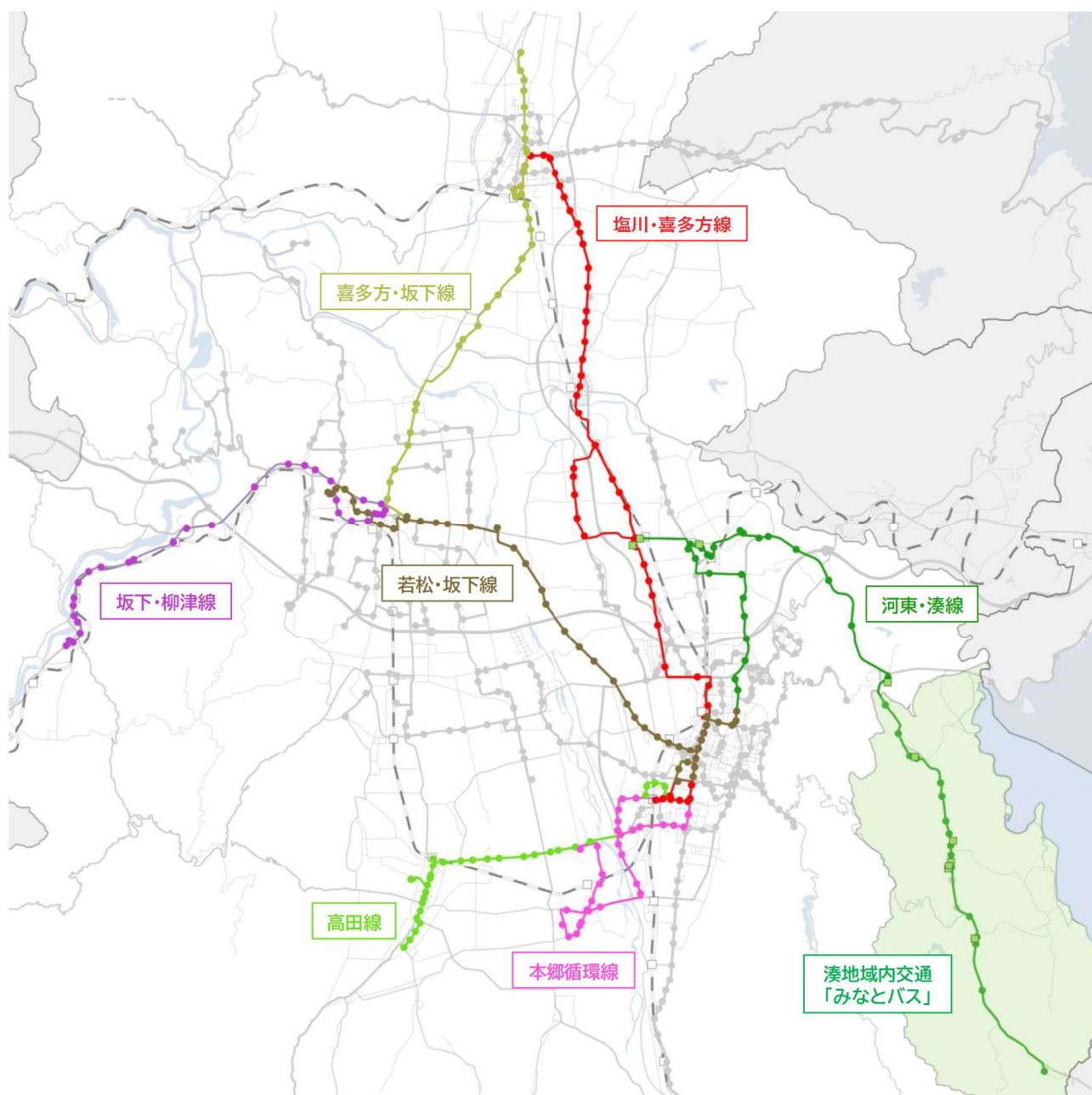


図 事業全体図

2. 会津坂下関係路線の利便増進事業

(1) 事業の概要

①現状・課題

表 広域路線バスの現状・課題

対象路線	現状とこれまでの取組	課題
喜多方・坂下線	<ul style="list-style-type: none"> ・喜多方市と会津坂下町をつなぐ広域路線バス（地域間幹線系統）。 ・利用が見られる区間は、坂下東小学校（スクール利用）、喜多方駅、喜多方街道入口、坂下営業所など。 ・R2 再編事業では、喜多方市街地内の経路変更し、起終点を有隣病院とすることで、通院利用の利便性を向上。 ・R3 再編事業では、坂下厚生総合病院へ延伸・乗り入れし、通院利用の利便性を向上、域内交通と接続。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ハイスクールエクスプレス（会津坂下町⇒喜多方市）の廃止や会津農林高校耶麻校舎の閉校も重なり、通学需要を支える役割が増している。 ・バス停が高校（会津農林高校）や商業施設（メガステージ会津坂下）から離れている。 ・会津坂下町新庁舎が旧坂下厚生総合病院跡地に移転予定（令和11年度目途）。
坂下・柳津線	<ul style="list-style-type: none"> ・会津坂下町と柳津町をつなぐ広域路線バス（地域間幹線系統）。 ・JR 只見線と並行して運行。 ・本数の少ない JR 只見線を補完するとともに、鉄道駅間に居住する住民にとって欠かすことのできない交通手段となっている。 ・利用が見られる区間は、坂下南小学校（スクール利用）、坂下厚生総合病院、柳津ふれあい館間など。 ・R3 再編事業では、坂下厚生総合病院へ延伸・乗り入れし、通院利用の利便性を向上、域内交通と接続。 	<ul style="list-style-type: none"> ・バス停が商業施設（メガステージ会津坂下）から離れている。 ・会津坂下町新庁舎が旧坂下厚生総合病院跡地に移転予定（令和11年度目途）。
若松・坂下線	<ul style="list-style-type: none"> ・会津坂下町と湯川村と会津若松市をつなぐ広域路線バス（地域間幹線系統）。 ・鉄道より速達性が高い。 ・若松駅前の利用が多い。その他利用が見られる区間は、坂下厚生総合病院、坂下東小学校（スクール利用）など。利用がない区間はほとんど見られない。 ・R2 再編事業では、会津若松市幹線軸内の主要交通拠点である「神明通り」及び「竹田病院」を經由。 ・R3 再編事業では、坂下厚生総合病院へ延伸・乗り入れし、通院利用の利便性を向上、域内交通と接続。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ハイスクールエクスプレス（会津坂下町⇒会津若松市）の廃止により、通学需要を支える役割が増している。 ・バス停が高校（会津学鳳高校等）や商業施設（メガステージ会津坂下）から離れている。 ・会津坂下町新庁舎が旧坂下厚生総合病院跡地に移転予定（令和11年度目途）。

②事業実施の方向性

○高校（会津農林高校、会津学鳳高校）へのアクセス性向上

- ・「若松・坂下線」について、起終点の会津若松駅から運行経路を延伸して、会津学鳳高校の近くにバス停を設定する（通学時間のみ）。同様に運行経路の延伸を行う「高田線」と合わせて、会津若松駅～会津学鳳高校間の運行本数を確保し、鉄道や他のバス路線からの乗り継ぎ利便性を確保する。
- ・「喜多方・坂下線」「若松・坂下線」について、会津坂下町内の運行経路を変更して、会津農林高校の近くにバス停を設定する。「坂下・柳津線」については、既に高校近くにバス停があること、柳津町からの通学実態を踏まえて、現状通りの運行経路とする。
- ・高校の通学時間に合ったダイヤに調整する。



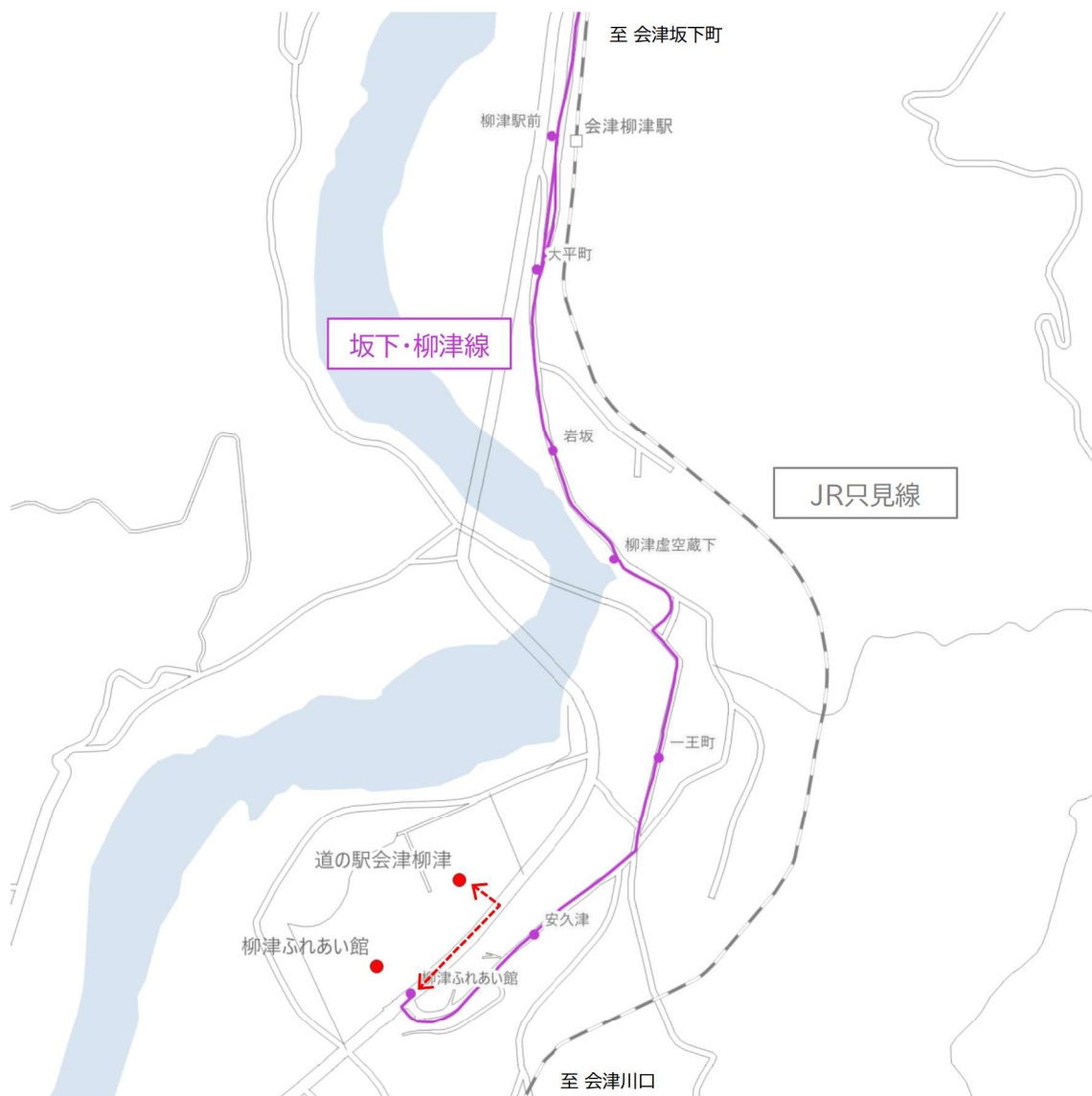
○商業施設（メガステージ会津坂下）へのアクセス性向上

- ・「喜多方・坂下線」「若松・坂下線」「坂下・柳津線」について、会津坂下町内の運行経路を変更して、坂下厚生総合病院に隣接する商業施設（メガステージ会津坂下）を経由してバス停を新設する。メガステージ会津坂下では域内交通と接続する。



○観光施設（道の駅会津柳津）へのアクセス性向上（柳津駅～道の駅をつなぐ）

- ・「坂下・柳津線」について、起終点の柳津ふれあい館から運行経路を延伸して、道の駅会津柳津にバス停を設定する。柳津駅～道の駅会津柳津間をつなぐ二次交通として鉄道を補完するとともに、道の駅会津柳津では域内交通と接続する。



③事業概要

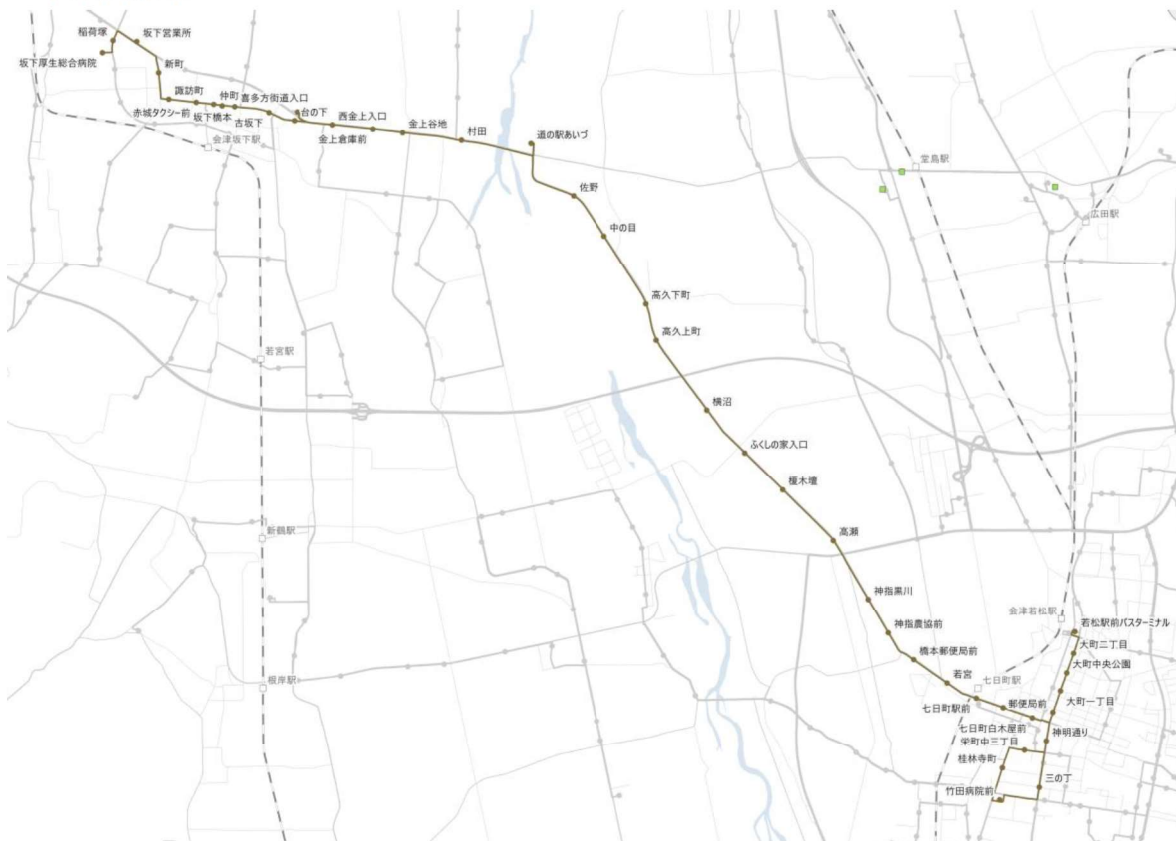
表 会津坂下関係路線の利便増進事業の概要

項目	現状	事業実施
対象路線名	①：喜多方・坂下線 ②：坂下・柳津線 ③：若松・坂下線	①：喜多方・坂下線 ②：坂下・柳津線 ③：若松・坂下線
運営主体	①②③：会津乗合自動車(株) (令和8年4月～福島交通と合併予定)	①②③：会津乗合自動車(株) (令和8年4月～福島交通と合併予定)
運行事業者	①②③：会津乗合自動車(株) (令和8年4月～福島交通と合併予定)	①②③：会津乗合自動車(株) (令和8年4月～福島交通と合併予定)
事業の種類	①②③：一般乗合旅客運送事業	①②③：一般乗合旅客運送事業
運行形態	①②③：定時定路線	①②③：定時定路線
起点・終点	①：有隣病院前、坂下厚生総合病院 ②：坂下営業所、柳津ふれあい館 ③：若松駅前、坂下厚生総合病院	①：有隣病院前、坂下厚生総合病院 ②：坂下営業所、道の駅会津柳津 ③-1：会津若松駅前、坂下厚生総合病院 ③-2：山見町、坂下厚生総合病院
主たる経由地	①：喜多方駅前、大沢、緑町 ②：坂下厚生病院、柳津駅前 ③：竹田病院前、七日町、坂下営業所	①：喜多方駅前、大沢、渡辺医院前、メガステージ会津坂下 ②：坂下厚生総合病院、メガステージ会津坂下、柳津駅前、柳津ふれあい館 ③-1：竹田病院前、七日町、渡辺医院前、メガステージ会津坂下 ③-2：会津若松駅前、竹田病院前、七日町、渡辺医院前、メガステージ会津坂下
運行回数 (平日)	①：6.0回/日 ②：7.0回/日 ③：16.0回/日	①：1.5～7回/日 ②：5～7回/日 ③-1：6.5～12.5回/日 ③-2：1.5～3.5回/日

※赤字は変更箇所、下線は名称変更

③若松・坂下線

■事業実施前



■事業実施後



3. 会津若松～湯川～喜多方方面の利便増進事業

(1) 事業の概要

①現状・課題

表 広域路線バスの現状・課題

対象路線	現状とこれまでの取組	課題
塩川・喜多方線	<ul style="list-style-type: none"> ・喜多方市と湯川村と会津若松市をつなぐ広域路線バス（地域間幹線系統）。 ・JR 磐越西線と並行して運行。 ・R2 再編事業では、熊倉・喜多方線との統合再編（ゾーンバス化）における基幹路線に位置付けている。熊倉・喜多方線を塩川・熊倉線（喜多方～塩川間）と米代・河東線（河東～若松間）に分割し、それぞれ「喜多方駅前」「塩川グリーンプラザ」「会津医療センター」で塩川・喜多方線との接続を図った。 ※塩川熊倉線は 2024 年 10 月に廃止 	<ul style="list-style-type: none"> ・アピオ経由と荒久田経由に分かれており、商業施設（会津アピオ）への行き又は帰りの利用がしづらい。 ・荒久田経由は利用が少ない。
笈川線	<ul style="list-style-type: none"> ・湯川村と会津若松市をつなぐ広域路線バス。 ・塩川・喜多方線と並行して運行（会津アピオ以南は同じ経路を運行）。 ・利用が少なく、市村の負担が大きい。 ・湯川村内から会津若松駅や神明通り等へは一定の利用が見られる。 ・会津若松市内（会津アピオ以北）では、小学校の通学利用が見られる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・通学利用を除くと、下森台～上高野間の利用が少なく、バス車両での運行が非効率となっている ・湯川村から病院（会津医療センター）へアクセスしづらい。

②事業実施の方向性

○商業施設（会津アピオ）へのアクセス性向上

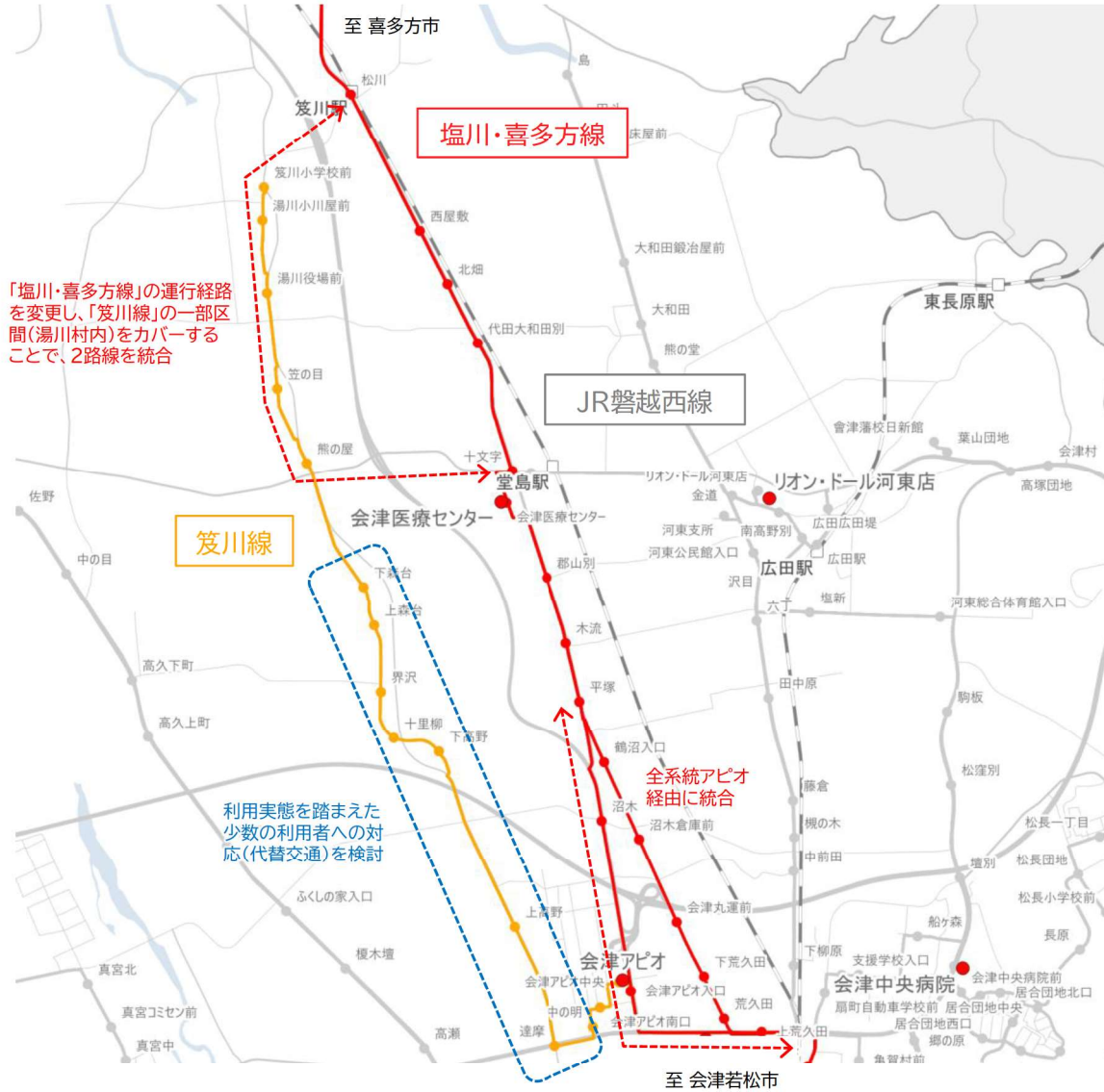
- ・「塩川・喜多方線」について、利用の少ない荒久田経由を廃止し、全系統アピオ経由に統合する。
- ・会津アピオにて高速バス（新宿・仙台・新潟・福島・郡山等）と接続する。

○塩川・喜多方線と笈川線の一体的な見直し

- ・「塩川・喜多方線」の運行経路を変更し、「笈川線」の一部区間（湯川村内）をカバーすることで、2 路線を統合する。湯川村～会津若松駅・神明通り間は、これまでと同様に利用できるようにする。
- ・「笈川線」の会津若松市内の区間（会津アピオ以北）は、利用実態を踏まえた少数の利用者への対応（代替交通）を検討する。

○湯川村から病院（会津医療センター）へのアクセス性向上

- ・「笈川線」の一部区間（湯川村内）を「塩川・喜多方線」に統合することで、会津医療センターへアクセスできる運行経路とする。



③事業概要

表 会津若松～湯川～喜多方方面の利便増進事業の概要

項目	現状	事業実施
対象路線名	①：塩川・喜多方線 ②：笈川線	①：塩川・喜多方線
運営主体	①②：会津乗合自動車(株) (令和8年4月～福島交通と合併予定)	①：会津乗合自動車(株) (令和8年4月～福島交通と合併予定)
運行事業者	①②：会津乗合自動車(株) (令和8年4月～福島交通と合併予定)	①：会津乗合自動車(株) (令和8年4月～福島交通と合併予定)
事業の種類	①②：一般乗合旅客運送事業	①：一般乗合旅客運送事業
運行形態	①②：定時定路線	①：定時定路線
起点・終点	①：西若松駅東口、喜多方駅前 ②：西若松駅東口、笈川小学校前	①：西若松駅東口、喜多方駅前
主たる経由地	①-1：竹田病院前、若松駅前、荒久田、医療センター、西屋敷 ①-2：竹田病院前、若松駅前、会津アピオ入口、医療センター、西屋敷 ②：竹田病院前、若松駅前、会津アピオ入口	①-1：竹田病院前、 <u>会津若松駅前</u> 、 <u>会津アピオ入口</u> 、医療センター、 <u>笈川小学校前</u> ①-2：竹田病院前、 <u>会津若松駅前</u> 、会津アピオ入口、医療センター、西屋敷
運行回数 (平日)	①-1：7.5回/日 ①-2：3.5回/日 ②：6.0回/日	①-1：2～6回/日 ①-2：1～5回/日

※赤字は変更箇所、下線は名称変更

(2) 運行概要図

①塩川・喜多方線

■事業実施前



■事業実施後



② 笈川線

■ 事業実施前



■ 事業実施後

なし

4. 会津若松～会津美里（本郷）方面の利便増進事業

（1）事業の概要

①現状・課題

表 広域路線バスの現状・課題

対象路線	現状とこれまでの取組	課題
本郷循環線	<ul style="list-style-type: none"> ・会津美里町と会津若松市をつなぐ広域路線バス（地域間幹線系統）。 ・利用が見られる区間は、若松駅～竹田病院間、若松駅～工業団地入口間、若松駅～本郷庁舎間、会津高校～本郷庁舎間、本郷エリア～会津西病院間など。 ・飯寺～桜町入口間、新町～三本松間は利用が少ない。 ・R2 再編事業では、2 路線を統合再編して循環路線化。本郷地域内の利便性向上、会津西病院へのアクセス向上、会津高校へのアクセス性向上、本郷庁舎への乗り入れによるデマンド交通との接続強化を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・会津美里町（本郷地域）から会津西病院へ行く場合、本郷庁舎で 5～10 分の時間調整があるため、利用しづらい運行となっている。 ・バス停が商業施設（MEGA ドン・キホーテ）から離れている。

②事業実施の方向性

○利用実態に合わせて循環路線から往復での運行に再編

- ・「本郷循環線」のバス停間の利用実態を踏まえるとともに、R2 再編事業で循環路線化した効果（本郷地域内の利便性向上、会津西病院へのアクセス向上、会津高校へのアクセス性向上など）を更に高めるため、循環路線から往復での運行に再編する。
- ・住吉町経由と年貢町経由の 2 つの系統について、地域間幹線系統の同一の補助対象系統として維持を図る。
- ・日中時間帯におけるダイヤ調整を行う。

○病院（会津西病院）へのアクセス性向上

- ・会津美里町（本郷地域）から会津西病院へ直通で行けるように、起終点を会津西病院前に変更する。会津西病院前で時間調整を行うことで、本郷庁舎をまたぐ本郷地域～会津西病院間の利便性向上を図る。

○商業施設（MEGA ドン・キホーテ）へのアクセス性向上

- ・運行経路を変更し、MEGA ドン・キホーテを経由する高田橋～西飯寺～住吉町間を運行する。MEGA ドン・キホーテでは域内交通（MyRide どこでもバス）と接続する。
- ・三本松西～高田橋～飯寺～桜町入口間は運行しなくなるが、三本松西は高田線が運行、高田橋～飯寺～桜町入口間は利用が少ない区間である。

③事業概要

表 会津若松～会津美里（本郷）方面の利便増進事業の概要

項目	現状	事業実施
対象路線名	①：本郷循環線	①：本郷線
運営主体	①：会津乗合自動車(株) (令和8年4月～福島交通と合併予定)	①：会津乗合自動車(株) (令和8年4月～福島交通と合併予定)
運行事業者	①：会津乗合自動車(株) (令和8年4月～福島交通と合併予定)	①：会津乗合自動車(株) (令和8年4月～福島交通と合併予定)
事業の種類	①：一般乗合旅客運送事業	①：一般乗合旅客運送事業
運行形態	①：定時定路線	①：定時定路線
起点・終点	①：若松駅前、若松駅前	①： <u>会津若松駅前</u> 、 <u>会津西病院前</u>
主たる経由地	①-1：西若松駅東口、上米塚、本郷 庁舎、工業団地入口、年貢町 ①-2：年貢町、工業団地入口、本郷 庁舎、上米塚、西若松駅東口	①-1：西若松駅東口、 <u>住吉町</u> 、工業団 地入口、本郷庁舎、上米塚 ①-2：年貢町、工業団地入口、本郷庁 舎、上米塚
運行回数 (平日)	①-1：7回/日 ①-2：5回/日	①-1：4～6回/日 ①-2：4～6回/日

※赤字は変更箇所、下線は名称変更

5. 会津若松～会津美里（高田）方面の利便増進事業

(1) 事業の概要

①現状・課題

表 広域路線バスの現状・課題

対象路線	現状とこれまでの取組	課題
高田線	<ul style="list-style-type: none"> ・会津美里町と会津若松市をつなぐ広域路線バス（地域間幹線系統）。 ・JR 只見線と並行して運行。 ・利用が見られる区間は、若松駅前、神明通り、竹田病院前、オリンパス前、両堂前、高田厚生病院前、会津西陵高校入口（永井野方面の降車のみ）など。 ・R2再編事業では、会津若松市中心部の「米代二丁目～竹田病院前～桂林寺町～神明通り間」を同一の運行ルートにし、高田線2路線を統合再編した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・バス停が高校（会津学鳳高校等）から離れている。 ・鉄道（JR 只見線）と並行して運行しているものの、会津美里町内の鉄道駅（会津高田駅）からバス停が離れている。 ・会津高校の利用が少ない。ダイヤが通学時間に合っていない。 ・会津西陵高校入口の若松方面のバス停位置が離れており、じげんプラザ経由となるため遠回りになっている。

②事業実施の方向性

○高校（会津学鳳高校）へのアクセス性向上

- ・「高田線」について、起終点の会津若松駅から運行経路を延伸して、会津学鳳高校の近くにバス停を設定する（通学時間のみ）。同様に運行経路の延伸を行う「若松・坂下線」と合わせて、会津若松駅～会津学鳳高校間の運行本数を確保し、鉄道や他のバス路線からの乗り継ぎ利便性を確保する。
- ・高校の通学時間に合ったダイヤに調整する。



③事業概要

表 会津若松～会津美里（高田）方面の利便増進事業の概要

項目	現状	事業実施
対象路線名	①：高田線	①：高田線
運営主体	①：会津乗合自動車(株) (令和8年4月～福島交通と合併予定)	①：会津乗合自動車(株) (令和8年4月～福島交通と合併予定)
運行事業者	①：会津乗合自動車(株) (令和8年4月～福島交通と合併予定)	①：会津乗合自動車(株) (令和8年4月～福島交通と合併予定)
事業の種類	①：一般乗合旅客運送事業	①：一般乗合旅客運送事業
運行形態	①：定時定路線	①：定時定路線
起点・終点	①：若松駅前、永井野	①-1,3: <u>会津若松駅前</u> 、永井野 ①-2,4: <u>山見町</u> 、永井野
主たる経由地	①-1: 住吉町 ①-2: 年貢町	①-1: 住吉町、 <u>会津高田駅</u> ①-2: <u>会津若松駅前</u> 、住吉町、 <u>会津高田駅</u> ①-3: 年貢町、 <u>会津高田駅</u> ①-4: <u>会津若松駅前</u> 、年貢町、 <u>会津高田駅</u>
運行回数 (平日)	①-1: 12.5 回/日 ①-2: 5.5 回/日	①-1: 6～10 回/日 ①-2: 0～2.5 回/日 ①-3: 3～5 回/日 ①-4: 0～1 回/日

※赤字は変更箇所、下線は名称変更

6. 会津若松～河東～湊方面の利便増進事業

(1) 事業の概要

①現状・課題

表 広域路線バスの現状・課題

対象路線	現状とこれまでの取組	課題
河東・湊線	<ul style="list-style-type: none"> ・会津若松市内の若松と湊をつなぐ広域路線バス（地域間幹線系統）。 ・利用が見られる区間は、会津中央病院前、若松駅前、神明通り、竹田病院前、西若松駅前、湊小学校（スクール利用）など。 ・利用の低迷が続いている状況にあり、利用の少ない区間も発生している。 ・R2 再編事業では、域内交通（みなとバス）との一体的な見直しを行い、利用の少ない高坂～湖南高校前間（1往復）を廃止し、運行の効率化を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・湊地域から会津医療センターやいなにわ医院への移動需要が見込まれ、これらの施設へのアクセス性向上により新規需要獲得が期待できる。 ・運行本数が限定的であり、湊地域からの買物や通院での往復利用がしづらい状況である。
米代・河東線	<ul style="list-style-type: none"> ・会津若松市内の域内交通（地域内フィーダー系統）。 ・河東～若松間の通勤・通学の利便性を確保するため、朝夕の通勤・通学の時間帯に限定した定時定路線として運行。 ・R2 再編事業において、広域路線バス「塩川・熊倉線」を再編して、域内交通「塩川・熊倉線」「米代・河東線」として運行。 	<ul style="list-style-type: none"> ・島～熊の堂間の利用が少なく、バス車両での運行が非効率となっている。
湊地域内交通「みなとバス」	<ul style="list-style-type: none"> ・会津若松市内の域内交通（地域内フィーダー系統）。 ・広域路線バス「河東・湊線」と接続する域内交通として、地域住民主体による運行を行っている。 ・R3 再編事業では、ボランティア輸送から自家用有償旅客運送へ移行。 	<ul style="list-style-type: none"> ・広域路線バス「河東・湊線」が運行していない時間帯において、湊地域外の商業施設や病院への移動ニーズがある。 ・運行日拡大のニーズがある。 ・運転手確保などの体制強化が必要。

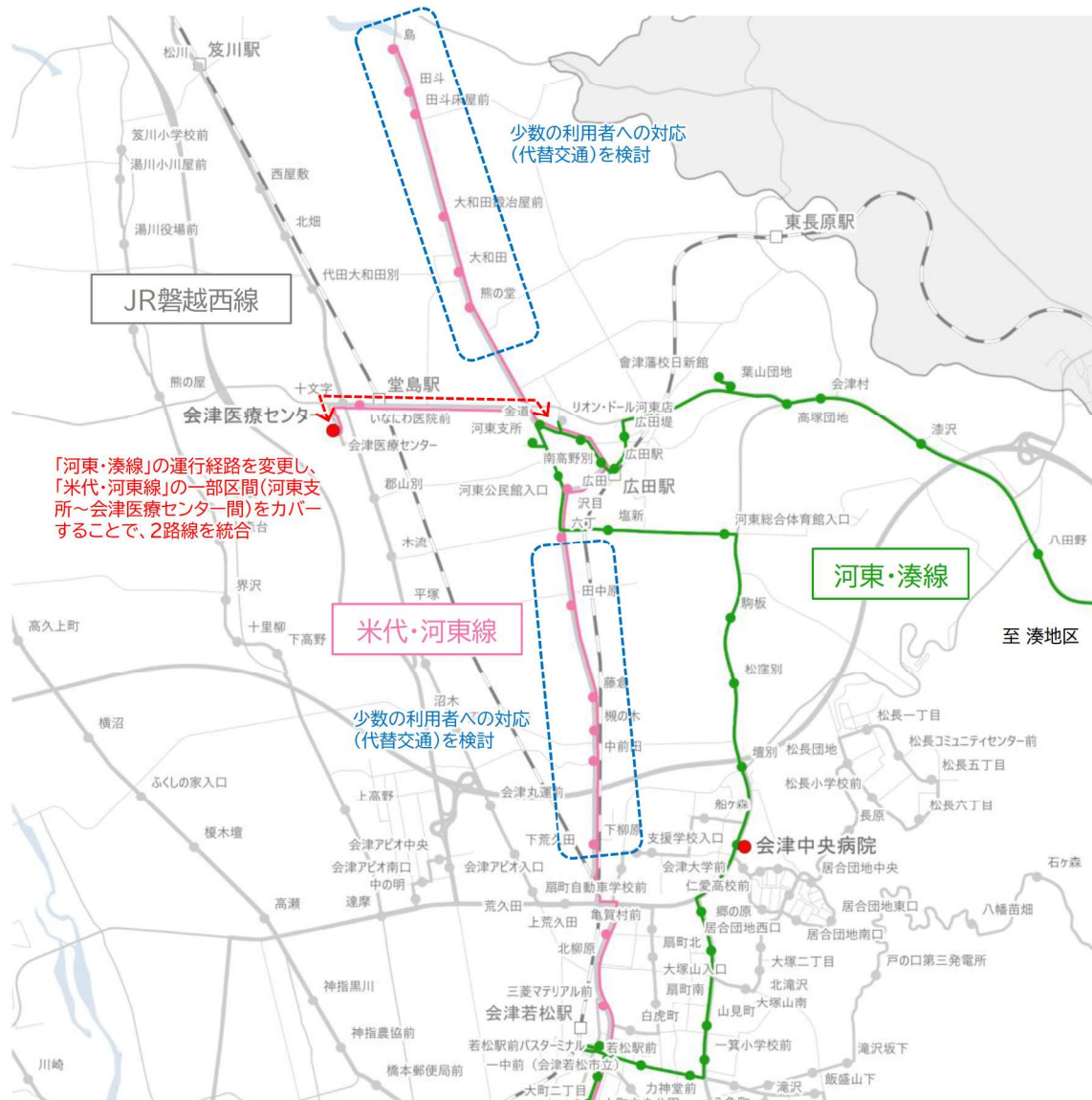
②事業実施の方向性

○病院・鉄道駅への経路変更・バス停新設

- ・「河東・湊線」について、会津若松市（河東地域）内の運行経路を変更して、会津医療センター、堂島駅、いなにわ医院を経由する。 ※通学時間帯は経由しない
- ・会津医療センターでは他の広域路線バス（塩川・喜多方線）と、堂島駅では鉄道（JR 磐越西線）との接続を図る。

○河東・湊線と域内交通（米代・河東線）の一体的な見直し

- ・「河東・湊線」の運行経路を変更し、「米代・河東線」の一部区間（内）をカバーすることで、2路線を統合する。
- ・「米代・河東線」の河東支所以北及び六丁～下柳原は、利用実態を踏まえた少数の利用者への対応（代替交通）を検討する。



○域内交通（みなとバス）の運行エリア拡大

- ・湊地域内交通「みなとバス」について、湊地域外（河東地域）のリオンドール河東店、会津医療センター、いなにわ医院を運行エリア（乗降場所）に追加する。
- ・新たな乗降場所3カ所は、「河東・湊線」が運行していない時間帯に限定して運行することで、広域路線バスを補完する。
- ・新たな乗降場所3カ所では、広域路線バス「河東・湊線」「塩川・喜多方線」と接続する。

※エリア拡大の需要確認：湊地域外の乗降場所の希望を確認したところ、会津医療センターが19名、リオンドール河東店が16名の回答があった。また、乗降場所を追加した場合に利用が増えそうかの設問には、会津医療センターが17名（89%）、リオンドール河東店が14名（88%）の回答があった（湊地域住民アンケート結果/令和7年9月/回収356票/みなとバス利用者26票）。

③事業概要

表 会津若松～河東～湊方面の利便増進事業の概要

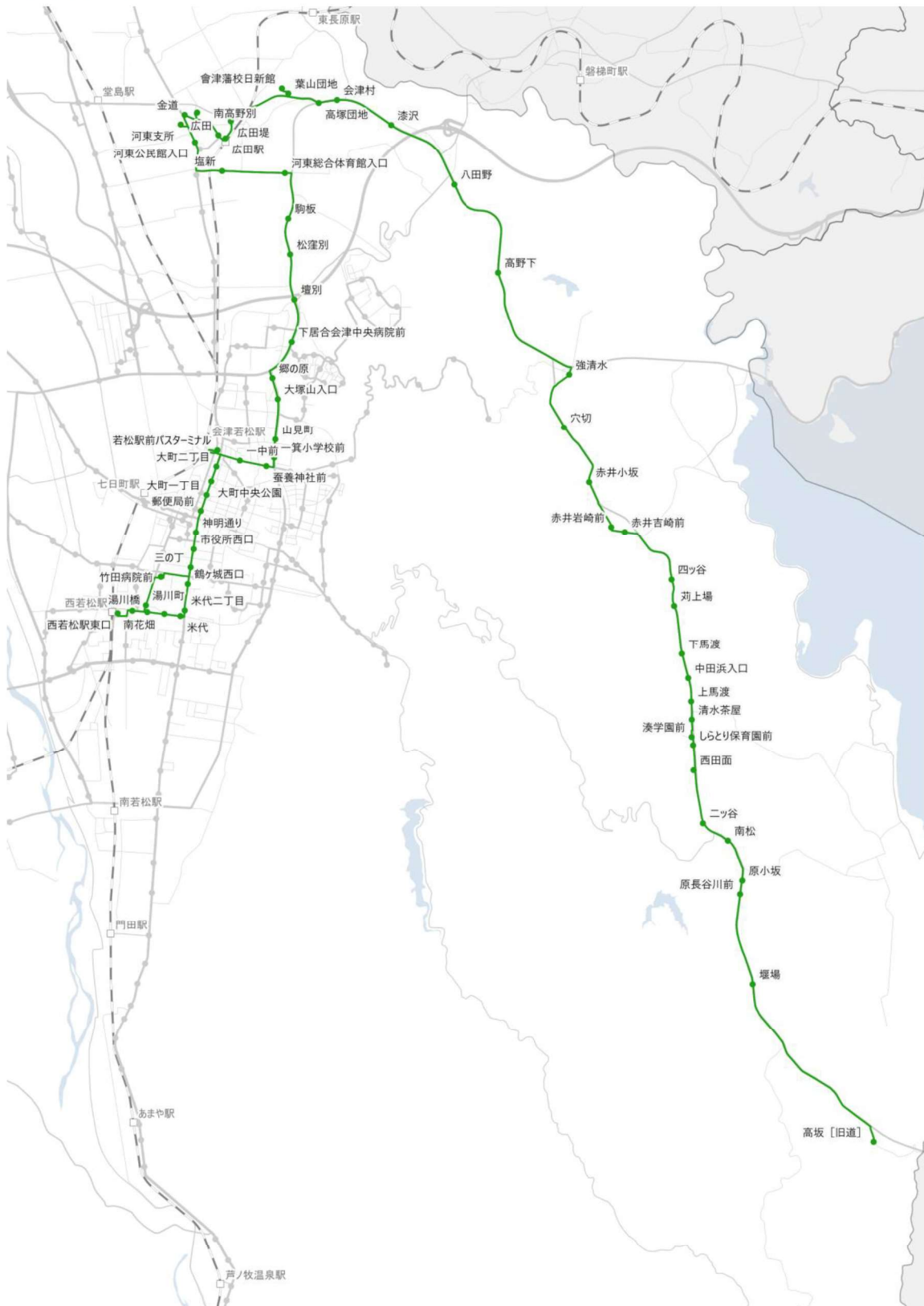
項目	現状	事業実施
対象路線名	①：河東・湊線 ②：米代・河東線 ③：湊地域内交通「みなとバス」	①：河東・湊線 ③：湊地域内交通「みなとバス」
運営主体	①②：会津乗合自動車(株) (令和8年4月～福島交通と合併予定) ③：NPO 法人みんなと湊まちづくり ネットワーク	①：会津乗合自動車(株) (令和8年4月～福島交通と合併予定) ③：NPO 法人みんなと湊まちづくり ネットワーク
運行事業者	①②：会津乗合自動車(株) (令和8年4月～福島交通と合併予定)	①：会津乗合自動車(株) (令和8年4月～福島交通と合併予定)
事業の種類	①②：一般乗合旅客運送事業	①：一般乗合旅客運送事業
運行形態	①②：定時定路線	①：定時定路線
起点・終点	①：西若松駅東口、高坂（旧道） ②：米代二丁目、島	①：西若松駅東口、 <u>高坂</u>
主たる経由地	①-1：米代 ①-2：竹田病院 ②-1：広田、会津医療センター ②-2：広田	①-1：米代 ①-2：竹田病院 ①-3：米代、 <u>会津医療センター</u> ①-4：竹田病院、 <u>会津医療センター</u>
運行エリア (乗降場所)	③：湊町の全住所地番、河東地域の 強清水バス停	③：湊町の全住所地番、河東地域の強 清水バス停、 <u>リオンドール河東店</u> ※、 <u>会津医療センター</u> ※、 <u>いなにわ医院</u> ※ ※週1日間のみ
運行日	①：通年運行 ②：通年運行 ③：週4日間（月・火・水・金）	①：通年運行 ③：週4日間（月・火・水・金）
運行回数 (平日)	①-1：3回/日 ①-2：5回/日 ②-1：2回/日 ②-2：2回/日	①-1：0.5～2.5回/日 ①-2：0～1回/日 ①-3：0～1回/日 ①-4：2～4.5回/日
運賃	③：【湊地区内】1日券300円、1ヶ月 定期券1,000円、半年定期券 5,000円、年間定期券8,000円	③：【湊地区内】1日券300円、1ヶ月 定期券1,000円、半年定期券5,000 円、年間定期券8,000円 <u>【湊地区～リオンドール河東店・い なにわ医院・会津医療センター】片 道1,200円</u>

※赤字は変更箇所、下線は名称変更

(2) 運行概要図

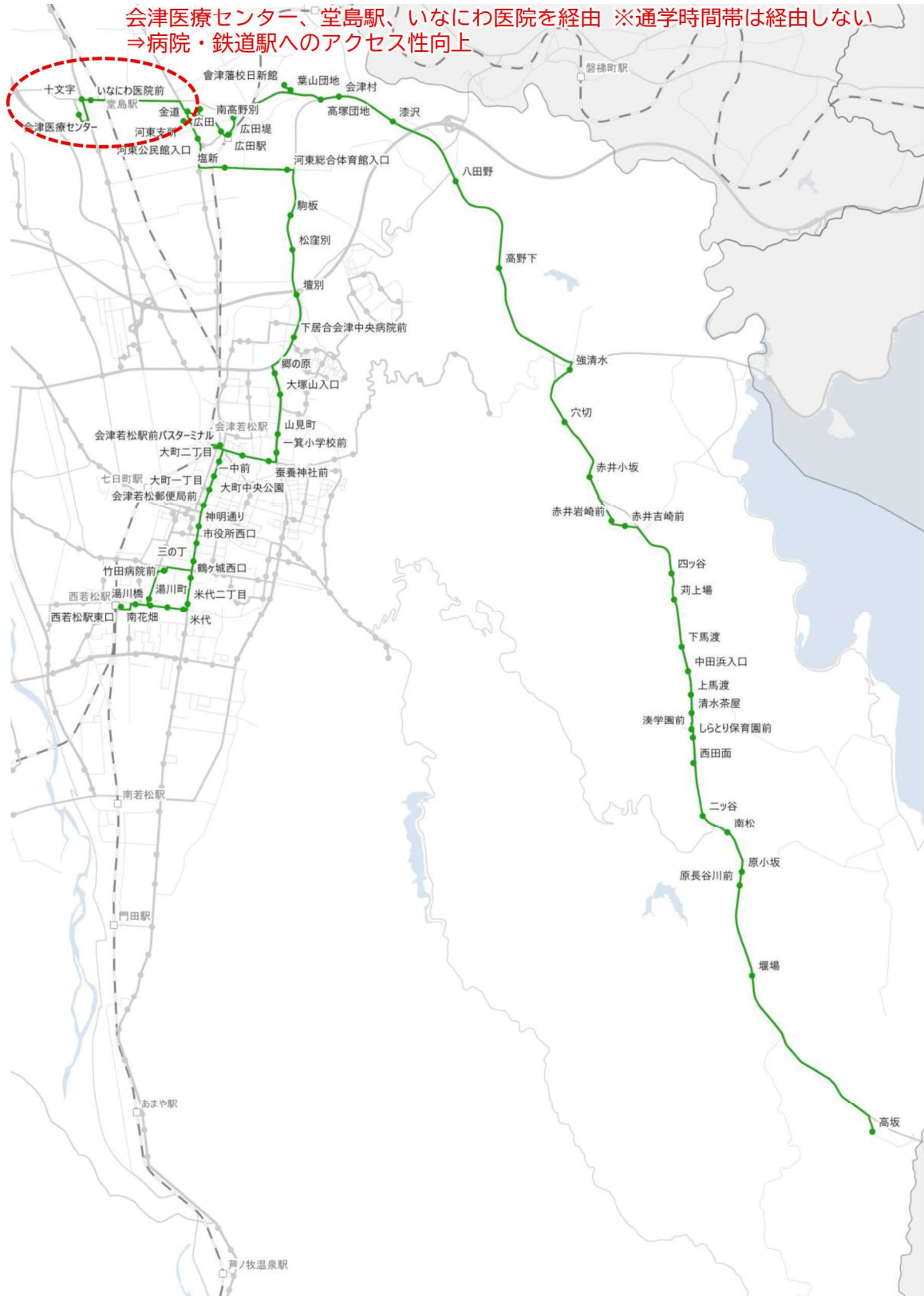
①河東・湊線

■事業実施前



■事業実施後

会津医療センター、堂島駅、いなにわ医院を經由 ※通学時間帯は經由しない
 ⇒病院・鉄道駅へのアクセス性向上



②米代・河東線

■事業実施前



■事業実施後

なし

③湊地域内交通「みなとバス」

■事業実施前



■事業実施後



第3章 事業実施に必要な資金の額及び調達方法

表 事業実施に必要な資金の額及び調達方法（1/2）

事業	路線	運行主体	総事業費 (千円/年)	内訳 (千円/年)	調達方法		実施年度	
					調達主体	補助金等		
会津坂下関係路線	喜多方・坂下線	会津乗合自動車 (令和8年4月～福島交通と合併予定)	[Redacted]	[Redacted]	会津乗合自動車(令和8年4月～福島交通と合併予定)	運送収入	R8～	
					国	国補助		
					県	県補助		
	坂下・柳津線	会津乗合自動車 (令和8年4月～福島交通と合併予定)			会津乗合自動車(令和8年4月～福島交通と合併予定)	運送収入		R8～
					国	国補助		
					県	県補助		
	若松・坂下線	会津乗合自動車 (令和8年4月～福島交通と合併予定)			会津乗合自動車(令和8年4月～福島交通と合併予定)	運送収入		R8～
					国	国補助		
					県	県補助		
会津若松市、会津坂下町、湯川村			市町村補助					
会津若松～湯川～喜多方方面	塩川・喜多方線 (令和8年4月～福島交通と合併予定)	会津乗合自動車 (令和8年4月～福島交通と合併予定)	会津乗合自動車(令和8年4月～福島交通と合併予定)	運送収入	R8～			
			国	国補助				
			県	県補助				
			会津若松市、喜多方市、湯川村	市町村補助				

表 事業実施に必要な資金の額及び調達方法（2/2）

事業	路線	運行主体	総事業費 (千円/年)	内訳 (千円/年)	調達方法		実施 年度	
					調達主体	補助金等		
会津若松 ～ 会津美里 (本郷 方面)	本郷線	会津乗合自 動車 (令和8年4月～福 島交通と合併予定)			会津乗合自 動車 (令和8年4月～ 福島交通と合併予 定)	運送収入	R8～	
					国	国補助		
					県	県補助		
					会津若松市、 会津美里町	市町村補 助		
会津若松 ～ 会津美里 (高田 方面)	高田線	会津乗合自 動車 (令和8年4月～福 島交通と合併予定)			会津乗合自 動車 (令和8年4月～ 福島交通と合併予 定)	運送収入	R8～	
					国	国補助		
					県	県補助		
					会津若松市、 会津美里町	市町村補 助		
会津若松 ～ 河東～ 湊方面	河東・湊 線	会津乗合自 動車 (令和8年4月～福 島交通と合併予定)			会津乗合自 動車 (令和8年4月～ 福島交通と合併予 定)	運送収入	R8～	
					国	国補助		
	湊地域 内交通 「みな とバス」	みんなと湊 まちづくり ネットワー ク				みんなと湊 まちづくり ネットワー ク		運送収入
						国		国補助
					会津若松市	市町村補 助		

※本表記載の補助金等の額については、令和8年2月時点の見込み額であり、記載のとおり調達
ができない場合もあり得る。

第4章 事業実施による効果

1. 利便増進事業の実施により想定される効果

表 事業実施に必要な資金の額及び調達方法

事業	内容	効果
会津坂下 関係路線 の利便増 進事業	○高校（会津農林 高校、会津学鳳 高校）へのアク セス性向上	■利便性の向上 ・会津若松市・喜多方市から会津坂下町内の高校（会津農林高 校）へ通学しやすくなる。 ・会津坂下町から会津若松市内の高校（会津学鳳高校）へ通学 しやすくなる。
	○商業施設（メガ ステージ会津 坂下）へのアク セス性向上	■利便性の向上 ・会津坂下町内の商業施設（メガステージ会津坂下）への買物 目的で移動しやすくなる。 ・メガステージ会津坂下での域内交通との接続性が向上するこ とにより、域内から会津若松市や喜多方市への広域移動がし やすくなる。
	○観光施設（道の 駅会津柳津）へ のアクセス性 向上（柳津駅～ 道の駅をつな ぐ）	■利便性の向上 ・柳津町内の観光施設（道の駅会津柳津）へ移動しやすくなる。 ・柳津駅～道の駅をつなぐ二次交通として運行を行うことによ り、鉄道駅からの観光客等の利便性が向上する。 ・道の駅会津柳津での域内交通との接続性が向上する。
会津若松 ～湯川～ 喜多方方 面の利便 増進事業	○商業施設（会津 アピオ）へのア クセス性向上	■利便性の向上 ・会津若松市内の商業施設（会津アピオ）への買物目的で利用 できる便が増加する。 ・会津アピオでの高速バス（新宿・仙台・新潟・福島・郡山等） との接続性が向上することにより、会津圏域から他圏域や県 外への広域移動がしやすくなる。
	○塩川・喜多方線 と笈川線の一 体的な見直し	■効率性の向上 ・2つの路線に分散している利用を束ねることで、広域路線バ スの持続性が向上する。
	○湯川村から病 院（会津医療セ ンター）へのア クセス性向上	■利便性の向上 ・湯川村から会津若松市内の病院（会津医療センター）へ通院 しやすくなる。
会津若松 ～会津美 里（本郷） 方面の利 便増進事 業	○利用実態に合 わせて循環路 線から往復で の運行に再編	■利便性の向上 ・R2再編事業で再編した効果（本郷地域内の利便性向上、会津 西病院へのアクセス向上、会津高校へのアクセス性向上など） が更に高まる。 ■効率性の向上 ・利用実態に合ったより効率的な運行になる。

	○病院（会津西病院）へのアクセス性向上	■利便性の向上 ・会津美里町の本郷地域から会津若松市内の病院（会津西病院）へ通院しやすくなる。
	○商業施設（MEGA ドン・キホーテ）へのアクセス性向上	■利便性の向上 ・会津若松市内の商業施設（MEGA ドン・キホーテ）への買物目的で移動しやすくなる。 ・MEGA ドン・キホーテでの域内交通（MyRide どこでもバス）との接続性が向上する。
会津若松～会津美里（高田）方面の利便増進事業	○高校（会津学鳳高校）へのアクセス性向上	■利便性の向上 ・会津美里町（高田地域）から会津若松市内の高校（会津学鳳高校）へ通学しやすくなる。
	○鉄道駅（会津高田駅）への乗り入れにより、鉄道との接続、鉄道の補完機能の強化	■利便性の向上 ・鉄道駅（会津高田駅）へ移動しやすくなり、鉄道（JR 只見線）との接続性が向上する。 ・鉄道（JR 只見線）と広域路線バスが同一区間を運行することにより、利用できる公共交通の運行本数（選択肢）が増える。 ・鉄道駅の駐輪場からバス停まで近くなることにより、サイクル&バスライドでの広域路線バスの利用がしやすくなる。
会津若松～河東～湊方面の利便増進事業	○病院・鉄道駅への経路変更・バス停新設	■利便性の向上 ・会津若松市（河東地域）内の鉄道駅（堂島駅）や病院（会津医療センター、いなにわ医院）へ移動しやすくなる。 ・会津医療センターでの広域路線バス（塩川・喜多方線）との接続性が向上することにより、河東・湊線ではアクセスできない商業施設等へ移動しやすくなる。 ・堂島駅での鉄道（JR 磐越西線）との接続により、会津圏域から郡山方面等への広域移動がしやすくなる。
	○河東・湊線と域内交通（米代・河東線）の一体的な見直し	■効率性の向上 ・2つの路線に分散している利用を束ねることで、広域路線バスの持続性が向上する。
	○域内交通（みなとバス）の運行エリア拡大	■利便性の向上 ・会津若松市の湊地域から河東地域の乗降場所3ヵ所（商業施設・病院）へ乗り換えなしの最短ルートで運行するため、定時性と速達性が確保できる。 ・湊地域内に商業施設・病院が存在しないため、エリア拡大により利用者増加が見込まれる（湊地域住民アンケート結果）。 ・広域路線バス（河東・湊線）が運行していない時間帯に運行エリア拡大することにより、利用できる公共交通の運行本数（選択肢）が増える。

2. 地域公共交通計画の目標に対する利便増進事業の位置付け

本計画に示す利便増進事業については、基本計画である会津圏域地域公共交通計画に基づいて位置付けるものであり、事業の実施により、地域公共交通計画に位置付ける指標及び数値目標の達成にも寄与するものと考えます。本計画に示す事業の実施により、下表のうち特に赤い網掛けをする指標の達成を目指します。

表 会津圏域地域公共交通計画の指標一覧

基本目標	評価指標	現況値	目標値	参考指標
基本目標1 暮らしと交流に欠かせない広域交通を確保・維持する	指標① 広域路線バスによる高校・病院のカバー率	—	—	路線バス乗務員の充足率
	指標①—1 広域路線バスのバス停 300m 圏域内にある高校の割合	69.2% (R7 年度)	76.9% (R13 年度)	広域路線バスによる商業施設のカバー率
	指標①—2 広域路線バスのバス停 150m 圏域内にある病院の割合	100.0% (R7 年度)	100.0% (R13 年度)	
	指標② 広域路線バスの行政界をまたぐ利用者数	993 人/日 (R7 年度)	990 人/日 (R13 年度)	広域路線バスの輸送人員、収支、輸送量、平均乗車密度等
基本目標2 広域交通と域内交通を有機的に連携させる	指標③ 交通拠点での乗降者数	568 人/日 (R7 年度)	560 人/日 (R13 年度)	
	指標④ 広域路線バス及び域内交通による高校通学・通院できる範囲	—	—	
	指標④—1 各交通拠点から通学できる高校の割合	61.5% (R7 年度)	70.0% (R13 年度)	
	指標④—2 各交通拠点から通院できる病院の割合	80.5% (R7 年度)	83.0% (R13 年度)	
基本目標3 圏域全体の公共交通の利用を増やす	指標⑤ 圏域の公共交通の利用者数	3,039 人/日 (R7 年度)	3,000 人/日 (R13 年度)	
	指標⑥ 圏域における通学定期の販売数	2,189 枚/年 (R6 年度)	2,000 枚/年 (R13 年度)	高校通学の公共交通（鉄道、バス）の利用率
	指標⑦ 会津エリアにおける広域周遊乗車券の販売数	3,586 枚/年 (R6 年度)	4,000 枚/年 (R13 年度)	会津圏域 6 市町村の観光入込客数
基本目標4 EBPM に基づく地域交通政策の推進	指標⑧ モビリティデータの活用件数	—	累計 6 件 (R13 年度)	

第5章 関係市町村による支援の内容

沿線の市町村においては、それぞれの地域公共交通計画等に基づき、主に以下に示す内容の支援を行います。

表 関係市町村による支援の内容

主体	内容
会津若松市	公共交通ネットワークの再編・見直しに必要な関係者（庁内関係課、他市町村、高校、商業施設、医療施設等）との協議・調整に係る支援
	他の交通モード（鉄道など）との接続性向上に向けた関係者間の協議・調整に係る支援
	モビリティ・マネジメントを始めとした、各種利用促進策の展開による路線バス、域内交通の利用拡大に向けた支援
喜多方市	公共交通ネットワークの再編・見直しに必要な関係者（庁内関係課、他市町村等）との協議・調整に係る支援
	モビリティ・マネジメントを始めとした、各種利用促進策の展開による路線バス、域内交通の利用拡大に向けた支援
会津坂下町	公共交通ネットワークの再編・見直しに必要な関係者（庁内関係課、他市町村、高校、商業施設、医療施設等）との協議・調整に係る支援
	モビリティ・マネジメントを始めとした、各種利用促進策の展開による路線バス、域内交通の利用拡大に向けた支援
湯川村	公共交通ネットワークの再編・見直しに必要な関係者（庁内関係課、他市町村等）との協議・調整に係る支援
	モビリティ・マネジメントを始めとした、各種利用促進策の展開による路線バスの利用拡大に向けた支援
柳津町	公共交通ネットワークの再編・見直しに必要な関係者（庁内関係課、他市町村、観光施設等）との協議・調整に係る支援
	モビリティ・マネジメントを始めとした、各種利用促進策の展開による路線バス、域内交通の利用拡大に向けた支援
会津美里町	公共交通ネットワークの再編・見直しに必要な関係者（庁内関係課、他市町村、医療施設等）との協議・調整に係る支援
	他の交通モード（鉄道など）との接続性向上に向けた関係者間の協議・調整に係る支援
	モビリティ・マネジメントを始めとした、各種利用促進策の展開による路線バス、域内交通の利用拡大に向けた支援

第6章 関係施策との連携に関する事項

1. 会津若松市立地適正化計画

会津若松市では立地適正化計画を策定しており、居住誘導区域・都市機能誘導区域の設定に当たり、鉄道・路線バスの運行範囲等を踏まえたものとしています。

利便増進事業の実施に当たっては、当該計画との連携・整合を図りながら進めるものとします。

表 計画の概要

区分	内容
計画期間	2022年10月から概ね20年後の都市の姿を展望（概ね5年ごとに評価・検証を行い、必要に応じて見直し・変更）
対象エリア	会津若松市の都市計画区域（会津都市計画区域）
各区域の概要	居住誘導区域（ウォーカブル生活圏）：市街化区域内に設定 都市機能誘導区域：会津若松駅～七日町駅周辺、西若松駅周辺、庁舎周辺～竹田総合病院周辺、鶴ヶ城～県立病院跡地周辺に設定

1 まちづくりの方針（ターゲット）

都市構造上の課題を解決するため、まちづくりの方針（ターゲット）を以下のとおり設定します。

まちづくりの方針（ターゲット）

城下町の歴史を活かし 安全・安心につながるまち
～ 歩いて暮らせる身近な生活空間の形成 ～

誘導方針（ストーリー）

安全・安心で
歩いて暮らせる居住地の形成

- 緑地を維持するための人口密度の維持（ウォーカブルな居住地形成）
- 防災・減災を踏まえた居住地形成

歴史・伝統を活かした
中心地の磨き上げ

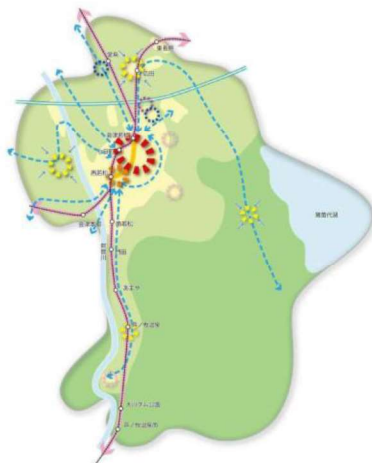
- まちなかの魅力づくり（景観、回遊性、資源の磨き上げ）
- 利便性を維持するための都市機能の維持・確保

お出かけと暮らしを
支える移動手段の確保

- まちなかの交通利便性の確保
- まちなか郊外の拠点をつなぐ公共交通の維持
- 暮らしに必要な移動を支えるモビリティサービスの確保

2 都市の骨格構造

- 中心拠点
- 地域拠点
- 生活拠点
- 観光拠点
- 産学連携拠点
- 医療拠点
- 公共交通軸（バス：幹線軸）
- 公共交通軸（バス：路線）
- 公共交通軸（鉄道）
- 地域内交通
- 高速道路
- 市街化区域
- 都市計画区域
- 行政界



3 本市が考えるウォーカブルなまちづくり

各都市機能施設は、その施設の利用頻度や提供するサービスの種類、利用者等から、施設が立地する際に対象とする範囲が異なります。

そこで、生活者の目標を第一に考え、日常生活に最低限必要な頻繁に利用する機能がまとまっている、歩いて行ける区域を「a ウォーカブル生活圏」とし、これを基本にします。そして、「a ウォーカブル生活圏」が隣接した区域を「b コミュニティ生活圏」とし、しばしば利用する施設は、「b コミュニティ生活圏」で補完することで、車が自由に使えなくても、生活に必要なサービスを受けられるまちを目指します。

さらに、たまに利用する施設や市内全体を対象とする施設、来訪者が利用する施設など、本市の賑わいや交流の中心となる機能が集まった区域を「c まちなか交流圏」として形成し、3層構造による生活しやすいまちを目指します。

◆基本となる「ウォーカブル生活圏」の目指す姿



◆3つの圏域の概念

a ウォーカブル生活圏
・自宅から、徒歩・自転車・車椅子等によって移動できる範囲に、日常生活に最低限必要な施設、頻繁に利用する施設が揃っている

b コミュニティ生活圏
・複数の隣接した身近な生活圏の集合体からなり、しばしば利用する施設が立地している
・自転車・軽車両等による移動

c まちなか交流圏
・日常生活の圏域を超えた広域地域を対象とする多くの人々を対象にした、都市全体の魅力や都市活力の向上を図る高次都市機能を提供する施設が集積している
・たまに利用する施設（非日常的に利用する施設）や、来訪者が利用する特別な施設がある
・まちなか交流圏内は自転車・軽車両等、周辺からは一般車両等による移動

図 立地適正化計画で目指す将来の姿

1 居住誘導区域（ウォーカブル生活圏）

居住誘導区域は、歩いて行ける範囲に日常生活に必要な機能がある生活圏の形成により、市民の誰もが暮らしやすく、安全・安心につながる都市づくりを目指し、人口密度や施設の立地、土地利用、公共交通、災害リスクなどを考慮した区域としています。

居住の利便性が高い区域	居住を考慮すべき区域
● 計画的な市街地形成が図られてきた区域	● 災害リスクのある区域
● 商業・医療機能徒歩圏	● 工業系土地利用
● 拠点となる場所に容易にアクセスできる区域	● 住宅以外を目的とした地区計画
● 中心拠点・地域拠点	● 大規模な墓園

除く

◆居住誘導区域(ウォーカブル生活圏)

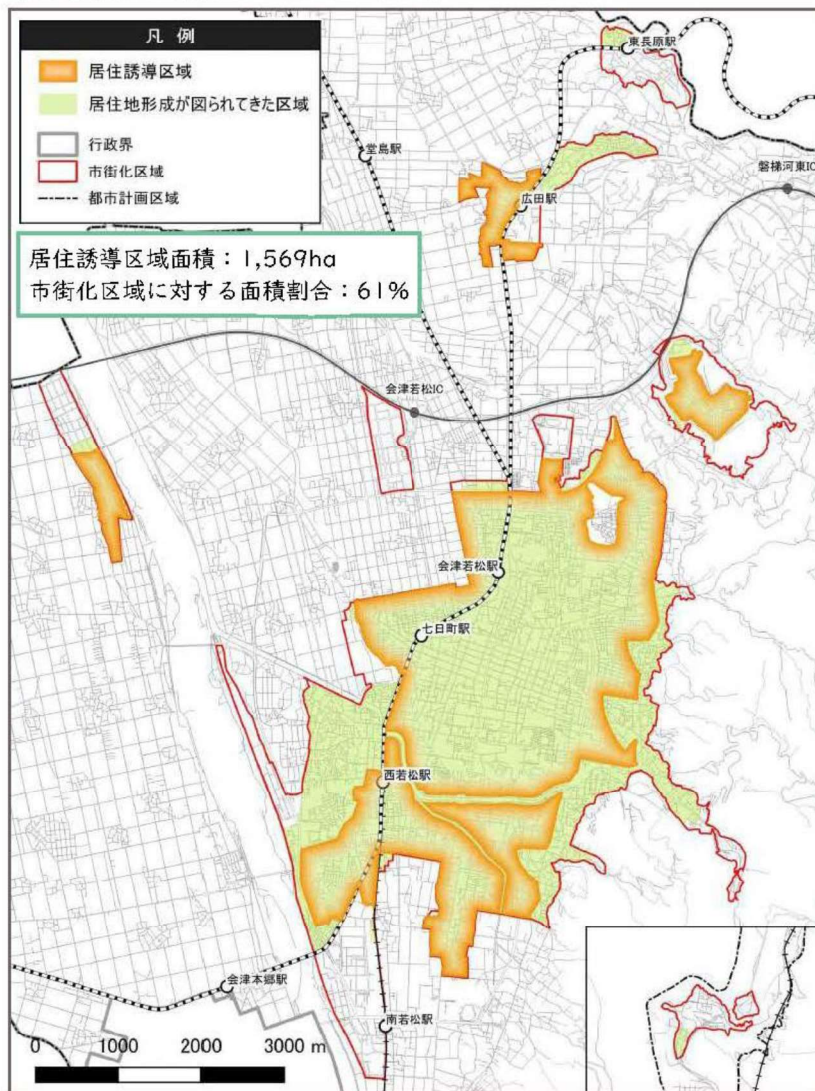


図 居住誘導区域（ウォーカブル生活圏）

1 都市機能誘導区域

都市機能の立地を誘導すべき区域である都市機能誘導区域は、まちなかにある施設の立地状況や、交通・動線等を踏まえ、各区域内の特性（担う機能）に応じた区域としています。

◆都市機能誘導区域

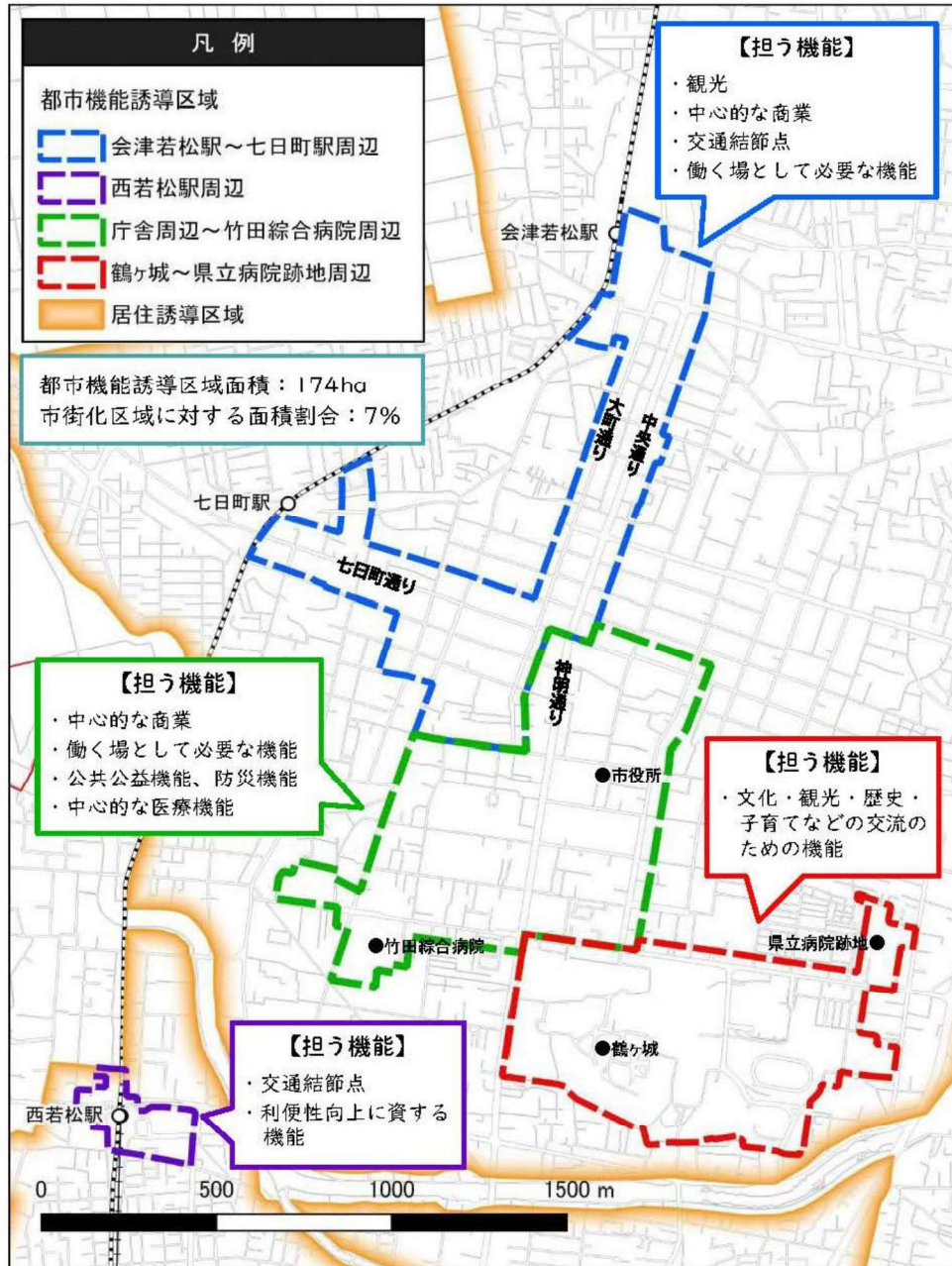


図 都市機能誘導区域

2. 喜多方市立地適正化計画

喜多方市では立地適正化計画を策定しており、居住誘導区域・都市機能誘導区域の設定に当たり、鉄道・路線バスの運行範囲等を踏まえたものとしています。

利便増進事業の実施に当たっては、当該計画との連携・整合を図りながら進めるものとします。

表 計画の概要

区分	内容
計画期間	概ね 20 年後の 2035（令和 17）年（概ね 5 年ごとに見直しを検討）
対象エリア	喜多方市の都市計画区域（喜多方都市計画区域）
各区域の概要	居住誘導区域：喜多方・塩川に設定 都市機能誘導区域：喜多方・塩川に設定

3 まちづくり方針と誘導方針

まちづくり方針 (ターゲット)

課題を解決するため、本市の上位・関連計画を踏まえ、都市機能や居住の誘導に向けたまちづくりの方針を定めます。

中心市街地と地域生活拠点、コミュニティ拠点の持続可能な地域運営

誘導方針1 中心市街地と地域生活拠点等のネットワーク形成と適切な機能配置 (拠点性の強化)

これまで築いてきた社会基盤や歴史資源を活用し、様々な拠点として中心的な役割を担えるよう適切な機能配置を促進します。

〈交通ネットワークの強化〉

中心市街地と地域生活拠点等を結ぶ持続可能な公共交通の形成等とともに、道路ネットワーク整備により、より利便性の高い都市を実現します。

誘導方針2 安心して暮らせる中心市街地の形成 (定住促進)

良好な空家等の有効活用や子育て支援施設の整備等により、若年層の市内への移住・定住を促進します。また、浸水想定区域においては、災害時の具体的な対策を講じることにより安全性を確保します。

4 将来の都市構造

中心市街地 市役所本庁舎の周辺地区：
拠点性の強化とネットワークの構築、定住促進を図ります。

塩川総合支所を中心とした地区：
拠点性の強化と定住促進を図ります。

地域生活拠点

各総合支所や駅周辺地区：
地域住民の日常生活を支える機能の充実を図り、バランスのとれたまちづくりを進めます。

コミュニティ拠点

公民館や集会施設等を中心とした地区等：
生涯学習等の地域活動を通じたコミュニティの維持と育成を図ります。

交通軸

国道・主要地方道等、JR磐越西線等を広域交通軸として、日常的な交通需要に対応する道路網を生活基盤交通軸として機能強化を図ります。

市全域の将来都市構造

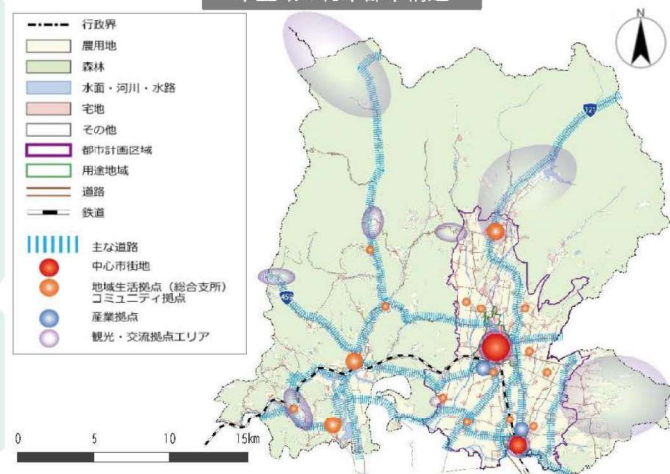


図 まちづくり方針と誘導方針、将来の都市構造

5 都市機能誘導区域及び居住誘導区域

都市機能誘導区域

－医療・福祉・商業等の都市機能の誘導・集約を図る区域－

用途地域内において、生活利便施設の誘導・集約を図るため、都市機能が充実しており、駅などの交通結節点に近接し周辺地域からのアクセスがしやすいエリアを設定します。

居住誘導区域

－人口密度を維持し生活サービスやコミュニティの持続的な確保を図る区域－

将来都市構造のなかで中心市街地として位置づけた用途地域内において、居住地としての機能を維持・向上させながら緩やかに居住を誘導すべき区域を設定します。

誘導施設

都市機能の増進に寄与する施設として、都市機能誘導区域に誘導し、かつ区域外への転出・流出を防ぐため、下記の施設を設定します。

なお、小田付重要伝統的建造物群保存地区は、商業施設(店舗面積1,000㎡以上)の立地を誘導する区域から除きます。

都市機能	誘導施設名
子育て	周辺市町村からの利用も見込んだ子育て支援拠点 ・地域子育て支援拠点施設(児童福祉施設で行う場合を除く。) 学校の授業終了後に児童の生活の場として機能する施設 ・児童館・児童クラブ館
商業	にぎわいを創出し日常生活を支える施設 ・商業施設(店舗面積1,000㎡以上)
金融	地域経済を支える金融施設 ・銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫 (郵便局、簡易郵便局、農業協同組合は含まない)
教育 文化交流	市民生活の質を向上させる施設 ・図書館

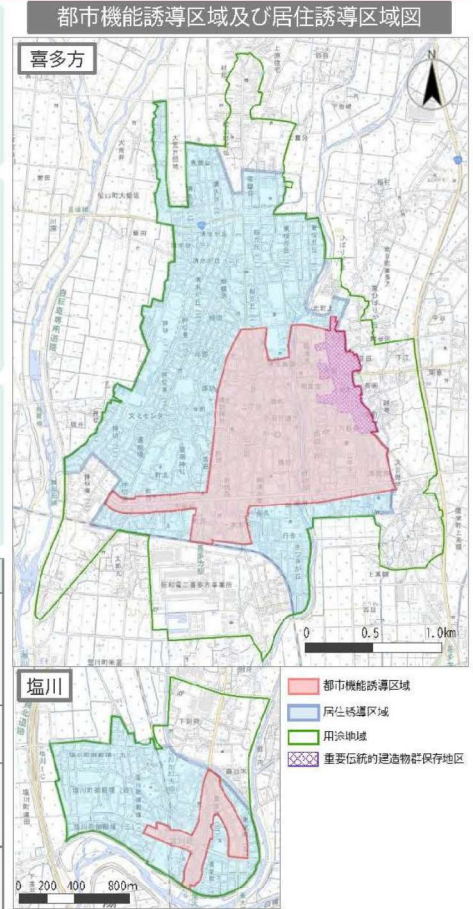


図 都市機能誘導区域及び居住誘導区域

会津圏域地域公共交通利便増進実施計画

策定:2026年1月

発行:会津圏域公共交通活性化協議会

編集:福島県 生活交通課

住所:福島県福島市杉妻町 2-16

電話:024-521-7177